

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成28年1月6日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500229 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500095 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から昭和 54 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 10 月に A 社に入社し、B 駅前にあった C ビルで 4 人の同僚と一緒に勤務した。昭和 54 年 11 月に同社を退職したが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 社の請求期間当時の事業主及び請求期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、請求者を記憶しているものの、具体的な期間を記憶しておらず、事業主も人事記録等の資料を保管していないことから、請求者の勤務期間を特定することができない。

また、A 社の請求期間当時の事業主は、請求者の給与から厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所 (当時) に納付したと陳述しているものの、賃金台帳等の保険料控除を確認できる資料を保管していない上、請求者自身も同社における保険料控除をうかがわせる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無いことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。